

生徒会本部役員選挙規定

第1章 総則

第1条 この規定は所沢中学校生徒会会則17, 18, 19, 23条に基づき同会の会長, 副会長, 総務(以下本部役員と呼称する)の選挙について定めたものである。

第2条 本生徒会会員は本部役員を選挙する権利及び立候補する権利を有する。

第2章 選挙管理委員会

第3条 (1) 選挙管理委員会(以下, 選管委と呼称する)は, 以下にあげることがらについて実施するために常設する。

(2) 選挙管理委員は各学級より1名選出し, これによって委員会を構成する。

(3) 選挙管理委員の特定の立候補者に限った選挙運動は禁ずる。

第4条 選管委の主要業務は次の通りとする。

(1) 選挙日程公示

(2) 立候補届の受理

(3) 立候補者説明会の運営

(4) 立候補者(選挙ポスター)の公示

(5) 投票所, 投票用紙, 投票箱の準備

(6) 立会演説会及び投票の運営

(7) 開票及びその結果の公示

(8) 当選人への当選通知

(9) 選挙運動についての管理

(10) 解職請求に関する一切の業務

(11) 補欠選挙の計画, 公示, 管理

(12) その他選挙に関する一切の業務

第5条 前項の実施にあたっての細則はそのつど選管委において決定し具体的に公示する。

第3章 立候補

第6条 立候補者は役員のうち, 一役職のみについて立候補できる。

第7条 3年生については役員の立候補を認めない。

第8条 立候補の届出は選管委員長に提出する。

第4章 選挙運動

第9条 選挙運動については次のように規定する。

(1) 投票前は必ず立会演説会を行うこととする。

(2) 校内における選挙運動は認める。

(3) 放送による選挙運動は選管委の許可を必要とする。

(4) 買収行為は禁ずる。

(5) 他人の選挙運動を妨げることは禁ずる。

- (6) 以上の規定に違反したときは、その期間中の被選挙権を失うものとする。(次回から被選挙権を回復する。)
- (7) その他、選挙運動に関する細則については、選管委において決定し具体的に公示する。

第5章 投票及び開票

- 第10条 選挙権は本会のすべての会員にあり一人一票とする。(普通選挙)
- 第11条 投票は無記名とする。(秘密選挙)
- 第12条 投票は立会演説会の後に行う。
- 第13条 投票は選管委の指定する会場で行う。
- 第14条 投票に際して、次の場合にはすべて無効とする。
- (1) 各役員の定数以上に記入されているもの。
 - (2) 選挙に関係のないことがらを記入したもの。
 - (3) 定められた投票用紙以外を使用したもの。
 - (4) 他人にかわって投票したもの。
- 第15条 開票は即日行い、その結果については放送、掲示にて公示する。
- 第16条 役員は高点順にそれぞれの定数にいたるまで選出する。得票数が同点の場合には再投票を行い、当落を決定する。
- 第17条 立候補者が定数と同じ人数の場合は信任投票とする。信任投票の場合は過半数の信任によって当選とする。
- 第18条 解職請求及び役員の転校、その他による空席は補欠選挙によって補う。
- 第19条 不在者投票についてはその細則を選管委において決定し、実施の方法などを公示する。

第6章 解職請求（リコール）

- 第20条 本生徒会本部役員がその任務遂行を怠り、あるいは著しく生徒の権利利益を犯す行為をなしたるときは、該当する役員に対しての解職請求をすることができる。
- 第21条 解職請求の手続きは次の通りとする。
- (1) 会員総数の3分の2以上の署名によって発議され、投票における総数の4分の3以上の請求があれば成立するものとする。
 - (2) 署名についての発起人は15人とし、発起人を中心に署名運動を行う。
 - (3) リコール理由は、はっきりと公示する。
 - (4) 本会員は自分の意志に従い署名する。
- 第22条 解職請求成立後、選管委は10日以内に選挙日を決定しその後20日以内に選挙を行うものとする。

第7章 付 則

- 第23条 当規定の定められた以外の事故の生じた際にはそのつど選管委において処理するものとする。
- 第24条 本規定は昭和44年12月より実施され、改廃は評議員会において決定する。